

会 議 録

□全部記録 ■要点記録

1 会議名	姫路市職員倫理審査会
2 開催日時	令和5年7月25日（火曜日） 10時30分～11時40分
3 開催場所	姫路市防災センター5階 災害対策本部会議室
4 出席者又は欠席者名	（出席者）姫路市職員倫理審査会委員5名（2名来庁、3名Web参加） （事務局）総務局長、総務部長、職員倫理課長、職員倫理課課長補佐、職員倫理課係長、 職員倫理課主任
5 傍聴の可否及び傍聴人数	傍聴可、傍聴人なし
6 議題又は案件及び結論等	1 市議会議員の要望等に係る職員の対応に関する基本方針について 2 令和4年度における姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例（規則）の運用状況等 について ほか
7 会議の全部内容又は進行記録	詳細については別紙参照

	開会（10：30）
事務局	《配布資料の確認と会議の成立を確認》
会長	事務局からの説明の前に会議の公開、非公開についてお諮りしたい。 お手元に配布されている資料4については現在も継続対応中の案件であり、また、 資料5及び同資料の別紙については市の事務事業として未だ検討段階の案件であることから、姫路市情報公開条例第7条第5項に規定する「市が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると考えられる。よって、姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例第13条第7項の規定に基づき、本審査会が特に必要と認める場合に該当するものとして非公開とさせてもらいたいと思うが、それで良いか。
委員	（異議なし）
会長	異議なしということで、本日の審議は、次第2項目め(2)「令和4年度における姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例(規則)の運用状況について」の資料2及び資料3に係る部分までを公開とし、資料4に係る部分以降は非公開とする。なお、姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例第13条第6項の規定に基づき、本審査会で職務上知り得た情報については守秘義務があるのでご留意願いたい。
会長	それでは事務局より資料1について説明をお願いしたい。
事務局	《事務局から資料1の説明》
会長	ただいまの説明に関し、ご意見やご質問があればお願いします。
委員	（質問なし）
会長	次に、事務局より資料2及び資料3の説明をお願いしたい。
事務局	《事務局から資料2、資料3説明》

会長	<p>ただいまの説明に関し、ご意見やご質問があればお願いします。</p>
委員	<p>要求者が不当な要求をした認識が無く行っていた場合、当局側は、それを理解した上で不当要求行為として認定しているのか。その判断はどのようにしているのか。</p>
事務局	<p>不当要求行為の認定者は所管局長であるが、認定の有無に関わらず職員は同行為に対して毅然とした対応をとっている。また、判断し難い場合は不当要求行為を所管する職員倫理課と該当性について協議し、過去の類似例とも比較して判断している。よって、その判断基準にバラツキはなく一定の基準により対応している。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、資料4に移ります。ただいまから、会議を非公開としたいと思います。それでは、事務局より資料4について説明をお願いします。</p> <p>【非公開】</p> <p>閉会（11：40）</p>